（本人確認書類） **第五条**　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 ［一～三　略］ ［2　略］	（本人確認書類） **第五条**　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 ［一～三　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和二年十月一日から施行する。

○総務省令第三十四号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～90　略］ 91　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　育児休業給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 八　育児休業給付の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［92～178　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～90　同上］ 91　［同上］ ［一～六　同上］ ［新設］ ［新設］ ［92～178　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の二並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条の二第一項、第四条の二第一項、第四十八条第一項及び第四十八条の三第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　総務大臣　高市　早苗